

## 山梨県介助用自動車購入等助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、車いす等を使用する在宅の重度障害者及び寝たきり老人等(以下「要介助者」という。)が移動に際し必要とする自動車をリフト付き等に改造する経費、又は既に改造された自動車を新規に購入する経費を助成することにより、介助者(要介助者と生計を一にするもの)の負担の軽減を図り、もって在宅福祉の推進に寄与することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市町村とする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、その世帯の主たる生計維持者の助成を行う月の属する年の前年の所得金額(各種所得控除後の額)が当該年度の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の1級又は2級を所持する者であって、下肢機能障害又は体幹機能障害により移動に際し車いす等を使用している在宅の者
- (2) 「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」(平成3年11月18日付け老健第102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)に規定するランクB又はランクCに該当する65歳以上の者であると市町村長が認めた者であって(別紙様式1)、移動に際し車いす等を使用している在宅の者
- (3) 前各号に掲げる者の介助者であって当該障害者又は高齢者と生計を一にする者

### (申請の時期)

第4条 助成を受けようとする者は、介助用自動車の購入等に係る契約締結前に申請を行うこととし、補助金交付決定後に自動車を改造または購入するものとする。

### (対象事業)

第5条 この事業の対象事業は次のとおりとする。

- (1) 要介助者が容易に乗降できるように自動車を改造する事業
- (2) 要介助者が容易に乗降できるように既に改造された自動車を購入する事業

### (対象経費)

第6条 この事業の対象経費は次のとおりとする。

- (1) 要介助者が容易に乗降できるように自動車を改造する経費
- (2) 要介助者が容易に乗降できるように既に改造された自動車を購入する経費であって改造のない同型車輛購入費との差額部分

(併給禁止)

第7条 この事業の助成金と市町村が実施する身体障害者用自動車改造助成金との併給はしないものとする。

(その他)

第8条 市町村は、この事業を実施するにあたり、地域住民に対して広報等を通じて周知を図るものとする。

附 則

- (1) この要綱は、平成9年6月5日から施行する。
- (2) この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- (3) この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(様式1)

障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定表

(該当する項目に )

生活自立	ランクJ	何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出する 1 交通機関等を利用して外出する 2 近隣所なら外出する
準寝たきり	ランクA	屋外での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドの上での生活が主体であるが座位を保つ 1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車椅子に移乗する
	ランクC	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する 1 自力で寝返りをうつ 2 自力では寝返りも出来ない

期間	ランクA, B, Cに該当するものについては、いつからその状態に至ったか 年 月頃より(継続期間 年 ヶ月間)
----	--

判定にあたっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

A D L の 状 況

移動	a	時間がかかっても介助なしに一人で歩く
	b	手を貸してもらするなど一部介助を要する
	c	全面的に介助を要する
食事	a	やや時間がかかっても介助なしに食事をする
	b	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する
	c	全面的に介助を要する
排泄	a	やや時間がかかっても介助なしに一人で行える
	b	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する
	c	全面的に介助を要する
入浴	a	やや時間がかかっても介助なしに一人で行える
	b	体を洗ってもらうなど一部介助を要する
	c	全面的に介助を要する
着替	a	やや時間がかかっても介助なしに一人で行える
	b	そでを通してもらうなど一部介助を要する
	c	全面的に介助を要する
整容 (身だしなみ)	a	やや時間がかかっても介助なしに自由に行える
	b	タオルで顔を拭いてもらうなど一部介助を要する
	c	全面的に介助を要する
意志疎通	a	完全に通じる
	b	ある程度通じる
	c	ほとんど通じない

判定にあたっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

判定結果	住所	
	氏名	
	年齢	
ランク		
判定年月日		
判定員		

上記について相違ないことを認めます。

年 月 日

市町村長名

印

(裏面)

## 判定にあたっての留意事項

- 1 この判定基準は、地域や施設等の現場において、保健師等が何らかの障害を有する高齢者の日常生活自立度を客観的かつ短時間に判定することを目的として作成したものである。
- 2 判定に際しては、「～をすることができる」といった「能力」の評価ではなく「状態」、特に『移動』に係わる状態像に着目して、日常生活の自立の程度を4段階にランク分けすることで評価するものとする。なお、本基準においてなんら障害をもたない、いわゆる健常老人は対象としていない。
- 3 自立度の判定と併せて、市町村が保健・福祉サービスの供給量を測定するための基礎資料とするため、『移動』、『食事』、『排泄』、『入浴』、『着替』、『整容(身だしなみ)』、『意志疎通』といった個人の日常生活活動(ADL)に関する項目についても判定する。
- 4 補装具、自助具、杖や歩行器、車椅子等を使用している状態で判定して差し支えない。
- 5 4段階の各ランクに関する留意点は以下のとおりである。
  - ランクJ 何らかの身体的障害を有するが、日常生活はほぼ自立し、一人で外出する者が該当する。なお、“障害等”とは、疾病や傷害及びそれらの後遺症あるいは老衰により生じた身体機能の低下をいう。
    - J - 1とは、バス、電車等の公共交通機関を利用して積極的にまた、かなり遠くまで外出場合が該当する。
    - J - 2は近隣所への買い物や老人会等への参加等、町内の近距離程度の範囲までなら外出する場合が該当する。
  - ランクA 「寝たきり」に分類され、「寝たきり予備軍」ともいうべきグループであり、いわゆるhouse-boundに相当する。屋内での日常生活活動のうち食事、排泄、着替に関しては概ね自分で行い、留守番等をするが、近所に外出するときは介護者の援助を必要とする場合が該当する。なお、“ベッドから離れている”とは“離床”のことであり、ふとん使用の場合も含まれるが、ベッドの使用は本人にとっても介護者にとっても有用であり普及が図られているところでもあるので、奨励の意味からベッドという表現を使用した。
    - A - 1は寝たり起きたりはしているものの食事、排泄、着替時はもとより、その他の日中時間帯もベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する場合が該当する。
    - A - 2は日中時間帯、寝たり起きたりの状態にあるもののベッドから離れている時間の方が長いが、介護者がいてもまれにしか外出しない場合が該当する。
  - ランクB 「寝たきり」に分類されるグループであり、いわゆるchair-boundに相当する。B - 1とB - 2とは座位を保つことを自力で行うか介助を必要とするかどうかで区分する。日常生活活動のうち、食事、排泄、着替のいずれかにおいては、部分的に介助者の援助を必要とし、一日の大半をベッドの上で過ごす場合が該当する。排泄に関しては、夜間のみ“おむつ”をつける場合には、介助を要するものとはみなさない。なお、“車椅子”は一般の椅子や、ポータブルトイレ等で読み替えても差し支えない。
    - B - 1は介助なしに車椅子に移乗し、食事も排泄もベッドから離れて行う場合が該当する。
    - B - 2は介助のもと、車椅子に移乗し、食事または排泄に関しても介護者の援助を必要とする。
  - ランクC ランクBと同様「寝たきり」に分類されるが、ランクBより障害の程度が重い者のグループであり、いわゆるbed-boundに相当する。日常生活活動の食事、排泄、着替のいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、1日中ベッドの上で過ごす。
    - C - 1はベッドの上で常時臥床しているが、自力で寝返りをうち体位を変える場合が該当する。
    - C - 2は自力で寝返りをうつこともなく、ベッドの上で常時臥床している場合が該当する。
- 6 『ADLの状況』は、a,b,cの3段階に分類し、それぞれ自立、一部介助、全面介助に相当するものである。
  - aは日常生活活動の該当項目について自立していることを表す。すなわち極端には長くない時間内に一連の動作が介助なしに一人で終了できる場合が該当する。
  - bは日常生活活動の当該項目について部分的に介助してもらえれば何とかできる場合が該当する。一人でいった場合に極端に時間がかかり、仕上がりが不完全となる場合も含む。
  - cは日常生活活動の当該項目について、一人では一連の動作を遂行することが全くできない場合が該当する。